

トスルモノニシテ何レモ別ニ本障ノ臭ナント

認ルルヲ以テ可決セラレ然レハキエト思科ス

右邊ヲ審査ノ結果ヲ報告ス

年月日

書記官長

議長宛

大正二年五月廿六日

書記官長

泡五

為替貯金局及地方逓信官署職員

特別任用令外二件審査報告

謹々今回御諮詢、為替貯金局及地方

逓信官署職員特別任用令外二件ヲ

審査スルニ(一)為替貯金局及地方逓信官署

職員特別任用令、今般郵便貯金局

ヲ廢シテ為替貯金局ヲ制ヲ設ケ

逓信管理局制及逓信官署制ヲ廢

逓信局其他

シテ地方逓信官署制ヲ設ケルニ付曰官

制ノ諸官ニシテ現ニ特別任用ヲ許スモノニ

該事ニル新官制ノ諸官ニ對シ同様ノ特

別任用規定ヲ設ケムトスルモノニシテ(二)海員審

判所職員定員及任用令中改正ノ件モ前

記ノ官制改正ノ結果逓信管理局ノ職員

ヲシテ 海員審判所、職員ヲ兼スルニシテ

現行

定テ改メ ~~連任審判所~~ 通信局、職員ヲ

シテ之ヲ兼スルニシテトナサントスルモノニシテ (三)

電氣事務官及臨時電氣水力調査局

事務官特別任用令廢止ノ件ハ今般連

信省官制ヲ改正シテ電氣事務官ヲ廢止

臨時電氣水力調査局官制ヲ廢スルニ因

リ必要ナキニ至ル特別任用令ヲ廢止セイトルニモ

ナリ 何レモ別ニ支障ノ虞アルヲ認メサレハ

可決セラレ然ルハオモト思源ス

右記ノ審査ノ結果ヲ報告ス

年月日

書記官長

議長

大正二五年五月二十日

主席

書記官長

書記官

警視廳職員特別任用令ノ二件審査
報告

謹テ今ノ回事體詢、警視廳職員特別任用令ノ

二件ヲ審査スルニ警視廳職員特別任用令ハ今